

第45回 朝来市国民健康保険運営協議会 会議次第

1. 日 時 令和6年2月2日（金）午後1時30分～午後2時45分
2. 場 所 朝来市保健センター
3. 出席者 （委員） 10名
日下委員、垣尾委員、能見委員、馬庭委員、黒瀬委員
上田委員、瀬尾委員、向井委員、衣川委員、西垣委員
（事務局）5名
市民生活部長、市民課長、税務課長、他2名
欠席者 （委員） 2名
佐竹委員、羽渕委員
4. 傍聴者 0名
5. 議 事
【報 告】
報告第5号 令和5年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込について
報告第6号 朝来市国民健康保険税条例の一部改正について
【諮 問】
諮問第1号 朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について
【審議事項】
議案第6号 令和6年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について
議案第7号 令和6年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について
議案第8号 令和6年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について
6. 会議の要旨
別紙のとおり

発言者	内 容
議長	<p>日程第5 報告第5号「令和5年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込み」について、当局から報告を受けます。</p>
事務局	<p>〈報告第5号 「令和5年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込み」について説明〉</p> <p>〈質疑〉 なし</p>
議長	<p>次に、報告第6号「朝来市国民健康保険税条例の一部改正」について、当局から報告を受けます。</p>
事務局	<p>〈報告第6号「朝来市国民健康保険税条例の一部改正」について説明〉</p> <p>〈質疑〉 なし</p>
議長	<p>次に、日程第6 「諮問」を受けることとします。 諮問 第1号「朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について」、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>〈諮問 第1号「朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について」 朗読、説明〉</p>
議長	<p>日程第7 「審議」に入ります。 議案第6号、第7号、第8号は、共に諮問第1号「朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について」に係る議案でありますので、一括して審議を行いたいと思います。 議案第6号から議案第8号を一括して事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>【審議事項】 〈議案第6号「令和6年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について」を説明〉</p>
事務局	<p>〈議案第7号「令和6年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の</p>

事務局	<p>適正賦課について」を説明)</p> <p>〈議案第8号「令和6年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について」を説明)</p> <p>〈質疑)</p>
委員	<p>令和9年度までに県内同一保険料に統一化されるとのことですが、広域の保険料になることによる、メリットとデメリットを教えてください。人口の少ない朝来市のようなまちは、人口が多いまちに助けてもらえるようになるのか、医療費が上がればその分保険料水準も上がり、医療費が下げればその分保険料も下がるということなのか等、考え方を教えてください。</p>
事務局	<p>まず、広域化のメリットについてです。自治体ごとの運用の場合、例えば高額な医療費の被保険者が何人かいた場合に、それを小さい市町の人数で、保険税としてカバーしなければなりませんので、保険税を上げるか、基金を取り崩して対応していました。広域化した場合、朝来市の被保険者が約5,000人、県全体で1,000,000人くらいいますので、何人か高額な医療費がかかる人が出たとしても県全体で見るとそんなに影響は出ないこととなります。現在の朝来市の医療費の予算は約20億円です。これが、高額医療者が出て、2億、3億増えた場合、基金を崩すか保険税を上げることで対応しなければなりませんでした。広域化のメリットとしては、そういった突発的に医療費が上がった場合に県全体でその分を支えてもらえることだと思います。この点で小さい市町は恩恵があると考えられます。</p> <p>次に、保険料統一についてです。資料9ページのグラフをご覧ください。令和9年度の1人当たり保険料の見込みは131,400円です。単純に令和9年度にこの数字になるとしたら、差額を4年で割り、年間約4,000円ずつ上げていかなければならないのですが、今のところは抑え気味にしております。令和7年度、8年度と、後になればなるほど上げ幅は大きくなるを得ないと思います。医療費が下がることにより、保険税も下がるので、県内全体で医療費を下げる取り組みが重要だと考えております。</p>
委員	<p>医療費が下がれば保険税も下がり、医療費が上がれば保険税も上がるということですね。医療費を下げる取り組みは朝来市だけで行うのではなく、県内全体で取り組んでいかなければ意味がないと思います。そのあたりは、健幸づくり推進課が中心となって取り組んでいただきたいと思います。</p>

委員	<p>収納率について、資格証や短期証交付の効果等を絡めて教えてください。滞納者として挙がるのは、同じ人なのか、新規の人なのか等も教えてください。</p>
事務局	<p>収納率についてです。令和5年12月末時点での率は、昨年同時期と比較して0.26%上昇しています。令和5年度については、マイナンバーと保険証の一体化に向けて資格証明書や短期証の発行基準等を市民課と協議し、精査しております。その結果、令和5年8月1日時点で資格証明書世帯が47世帯、短期証世帯が120世帯、合計167世帯ございましたが、令和6年2月1日時点では、普通証に変更になった世帯のうち資格証からの変更が6世帯、短期証からの変更が28世帯となっております。普通証への変更となった主な要因としては、資格証、短期証の場合は限度額適用認定証が交付できないということが考えられます。限度額適用認定証がないと、窓口では限度額を超えてお支払いいただき、後日、限度額を超えた分の還付を受けていただく仕組みとなっております。短期証や資格証の対象者が入院等をする場合、滞納税を完納していただくことで限度額適用認定証の交付が可能になる旨を税務課から説明させていただいております。その結果、完納される方が多くみられました。ただ、完納していただいた方があるからといって、直接的に収納率の上昇につながるわけではないので、みなさんの保険税で運営されているということを滞納者の皆様を理解していただくことが収納率の上昇につながるものとして、税務課としても取り組んでいきたいと思っております。</p>
委員	<p>令和9年度の一人当たり保険料131,400円を目標に、急激に保険税を上げると困るので、段階的に上げていくというお話でしたが、保険税を払う側からすると、安ければ安いほど良いと思っております。令和9年度時点で保険税が上がるのが決まっているのであれば、そこまでは保険税を同額で据え置いてほしいという考え方もあると思っております。令和9年度に急激に保険税が上がると困るかもしれませんが、よく考えるとここ3年間に支払う保険税の金額が減るのであれば、市民側からすれば3年間引き上げないほうが得なのではないかと思っております。そのあたりは説明の問題であると思っておりますが、どう考えられますか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりで、資料9ページにあるとおり、基金を投入して、1人あたりの保険税を3年間110,100円に据え置き、令和9年度で一気に131,400円に上げる方法が、市民の負担的には1番抑えられると思っております。しかし、令和9年度の時に20,000円近く一気に上がってしまうことになるので、実際は難しいと考えております。基金が残っているので据え</p>

	<p>置きもできない話ではありませんが、様々な状況を考えて、少しずつ上げていくという方法を昨年から検討してきました。そこで、保険税を抑える目的以外の方法で、基金を市民の皆様に還元していく方法を検討しております。具体的には保険事業に使うことを考えております。国も県も保険者(朝来市)が色々な取り組みをすることに対する評価を行い、点数化し、点数に応じて交付金を交付する仕組みになっております。例えば、特定健診やがん検診の受診率が高いほど交付金が多くもらえます。したがって、これらの受診率を上げる取り組みを行っていかねばならないと考えております。具体的に、現在は助成対象外となっている70歳未満の人のがん検診費用の助成等を考えております。健診受診率が上がれば、病気の早期発見、早期治療、医療費の減少につながりますので、早めに考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>市民側にとっては、説明にもあった通り、トータルの負担を考えると保険税を据え置いた方が安くなるということでしたので、説明が重要だと考えます。段階的に保険税を上げるということが仕方ないのであれば、保険税を据え置くために基金を使うのではなく、保険事業の充実のために使うといったような説明をしっかりとさせていただくようにお願いします。</p>
事務局	<p>若い世代(子育て世代)については、様々な減免制度、助成制度等を利用していただけますが、働き盛りの世代は、なかなか受けていただける助成が少ないというお話もよくいただきます。基金の活用方法の案として、人間ドック、带状疱疹関連の助成等も考えておりますので、よろしく願いいたします。また、今お話いただいたように、市民の皆様へ十分な説明を果たしたうえで、スムーズな運営ができるように努めてまいります。</p>
委員	<p>今、余っている基金については、何に使えるのですか？どの事業にも使えるのですか？</p>
事務局	<p>国民健康保険の事業であれば、何に使っても良いです。ただし、令和9年度以降は保険税を下げる目的では基金は使えなくなります。市町ごとの基金の使い方については、これから、県も交えて協議していくこととなります。</p>
委員	<p>分かりました。私としては、なだらかな保険税の値上げが良いと思いません。</p> <p>余談ですが、現在日本には、外国人研修生がたくさん入ってきています。荒川区を例にみると、一般の人の滞納率が14%、外国人は30%を超えているとのこと。自治体が収納率を上げる取り組みをしても、外国人の</p>

	<p>数が増えれば収納率が下がるのではないかと不安に思っています。そういった状況もまた頭に入れておいてほしいです。</p>
議長	<p>議案第6号を採決します。 お諮りします。議案第6号「令和6年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について」は、原案のとおり決定し、答申することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。本案は、原案のとおり可決し、答申することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号を採決します。 お諮りします。議案第7号「令和6年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について」は、原案のとおり決定し、答申することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。本案は、原案のとおり可決し、答申することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第8号を採決します。 お諮りします。議案第8号「令和6年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について」は、原案のとおり決定し、答申することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。本案は、原案のとおり可決し、答申することに決定しました。 以上で議案の審議は終わりました。ほかに何かありませんか。</p> <p>〈意見等なし〉</p>
議長	<p>ここで答申書について、ご相談申し上げたいと存じます。 これは答申案のたたき台として作成したものです。事務局に朗読させます。</p>

事務局	<p>〈朗読〉</p> <p>先ほど、委員から市民への十分な説明をお願いしたいとのご意見がありましたので、(3)に付け加えさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>〈意見等なし〉</p> <p>それでは、この文面を基調として、市長に答申することとします。</p> <p>なお、今後、文面を精査する中で、若干の文言修正が生じた際は、本職、職務代理者にご一任をお願いしたいと存じます。</p> <p>以上、慎重審議いただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、議案審議を閉じます。</p>